

議事要旨(2) 2014年12月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2014年12月開催のASAF会議への対応について、説明資料[審議事項(2)-1]に基づき説明がなされた。続いて、神谷客員研究員、新井副委員長、大雄専門研究員、太田専門研究員より、説明資料[審議事項(2)-2]から説明資料[審議事項(2)-5]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(リース)

- ある委員より、主に次のような発言がなされた。
 - ASAF 会議における発言案（説明資料[審議事項(2)-4]参照）に関して、「顧客が原資産を、単独で又は容易に入手できる他の資源との組み合わせで、特定された資産の使用の指図から生じる便益を得る能力を有する場合にのみ、契約はリースを含む」とするガイダンスを含めない代替案 B については同意しないとしているが、原則主義を採用していると言われる IFRS に当該ガイダンスを含める代替案 A を採用した場合、個々の事実及び状況を踏まえた解釈の余地を狭める結果となり、原則主義に反する結果となるのではないか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 代替案に含めるべきか否かが議論の対象となっているガイダンスは、説明資料[審議事項(2)-4]に記載のある設例のようなものではなく、リースの定義に関連して「顧客が原資産を、単独で又は容易に入手できる他の資源との組み合わせで、特定された資産の使用の指図から生じる便益を得る能力」を有するか否かを考慮する旨での要求事項を指している。発言案は、このような要求事項を全く含めないことには同意しないというものである。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ASAF 会議における発言案について、代替案 A と代替案 B のいずれを支持するかではなく、現在提案されているリースの定義が広すぎるため、再度検討すべきであると主張した方が分かりやすいのではないか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 現在両審議会が代替案 A か代替案 B について議論しているため、今回の会議における発言案ではその点について言及している。但し、ASBJ の発言案は、2014 年 9 月の ASAF 会議と同様、リースの定義について追加的な検討が必要という主張から特段の変更はない。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ASAF 会議における発言案に賛同するが、FASB の借手の会計モデルの要求事項の詳細を明らかにすべきという点に関して、ASAF 会議の場で他の ASAF メンバーと認識の共有を図ることが望ましいのではないか。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - 両審議会によるコンバージェンスの達成を優先順位が最も高い項目と考えるが、2014 年 9 月の ASAF 会議でコンバージェンスの達成が重要と表明していた他の ASAF メンバーと協働して意見発信ができないのか。
 - 収益認識基準との整合性から、両案から選択するのであれば、代替案 A が望ましいと考えるため、発言案の方向性に賛同する。
 - 両審議会による今後の取組みに関する記述の中に「議論すべき残された主要な論点は、借手の開示と移行措置である。」という記載があるが、少額資産のリースに関する懸念は既に解決されたのか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 少額資産のリースについては、当委員会にとっては主要な論点であるが、両審議会による議論では必ずしも主要な論点と位置付けられていないため、当該記載がされている。
- コンバージェンスについては、直近の欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のボード会議でもその重要性が指摘されている。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - ASAF 会議での発言案に関して、両審議会によるコンバージェンスの達成のみを主張すると、コスト及び便益の観点は受容されたと理解される可能性もあるため、少額資産のリースの扱い等、コスト及び便益の観点についても明確に発言すべきではないか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 発言案では、コスト及び便益の観点から両ボードの会計モデルを検討できるように、会計モデルの詳細を明らかにすることを主張しているが、ご指摘の点についてより明確にしたい。

(保険契約)

- ある委員より、主に次のような発言がなされた。
 - ASBJ の意見として、いわゆる統合 OCI アプローチについて言及することを感謝する。

また、発言案の中で、他の ASAF メンバーにこの提案に対する意見を聞くこととしている点は戦略上も次につながる有効な方法であると考ええる。なお、今後、最終的な発言内容を検討する際には、次の点もご検討いただきたい。

- ✓ 契約上のサービス・マージン (CSM) の完全なアンロックを支持する理由に関して、未稼得利益を負債に、未実現の損益を OCI にそれぞれ計上することが、概念面で不整合である点に言及することも考えられる。
 - ✓ 繰延損益が資産・負債に表示されている例があることを踏まえると、統合 OCI アプローチに限定せずに、統合 CSM アプローチも選択肢に加えることが考えられる。
 - ✓ 保険契約の認識時にその他の包括利益を認識する旨 (Day1 OCI) については、現行の IFRS では Day1 OCI が認められていないが、概念上否定されるものではなく、また、保険契約に関する会計基準は新たな会計基準であるので、現行の IFRS との整合性を厳格に確保する必要はないと考えられる。
- ある委員より、主に次のような発言がなされた。
- 統合 OCI アプローチは 1 つの代替案として位置づけるべきであり、CSM に関する概念フレームワーク上の懸念については、これまでの議論において関係者は認識していたと考えられるので、もう一度検討してみるべきという程度に留め、当該アプローチの優位性について強調し過ぎない方が良いのではないかと。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 発言案では、CFO Forum の提案とともに、統合 OCI アプローチを 1 つの選択肢として検討を求める旨を要請するように記載している。また、保険契約に関する会計基準は、長年にわたって議論されてきたものであるが、我が国の財務諸表利用者からも IASB の現在の検討状況に対して比較的強い否定的な見解が聞かれるため、再度概念フレームワークに立ち戻って検討してみることも必要ではないかという趣旨で発言案を記載している。いずれにせよ、頂いたご意見を踏まえて ASAF 会議での発言案を取りまとめていきたい。

(退職後給付)

- ある委員より、主に次のような発言がなされた。
- 退職後給付に関する会計基準に関するプロジェクトは保険契約プロジェクト以上に困難で、時間を要することが想定されるが、調査研究を進めることには賛同する。その際、マクロヘッジプロジェクトでも見られたように、問題を解決できない時に安易に全面公正価値測定を採用するような流れにならないように留意する必要がある。

- ASAF 会議での発言案に関して、IAS 第 19 号「従業員給付」(2011 年改訂)の適用後レビューは調査研究プロジェクトと独立して適切に実施すべき旨及び再測定について OCI のリサイクリングが必要である旨については、もう少し強く発言しても良いのではないかと。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- ご指摘いただいた見解を踏まえ、ASAF 会議での発言案を取りまとめていきたい。

(持分法)

- ある委員より、主に次のような発言がなされた。
 - 関連会社といってもそれぞれ経済実態が大きく異なる。このため、関連会社に対して一律に代替案から選択するのではなく、関連会社の経済実態に応じて関連会社を分類した上で、その分類に対して適切な代替案を選択すべきではないかと。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 当委員会が実施した持分法会計に関するアンケートに対するフィードバックにおいても、関連会社の中には子会社に近いものから、影響力が非常に弱いものまで幅広い会社があることが指摘されており、ご指摘と同様な意見が聞かれたところでもあり、ASAF 会議の場においても発言したい。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - 韓国会計基準委員会 (KASB) のリサーチ・レポートに関して、韓国では個別財務諸表に持分法の適用を義務付けており、個別財務諸表に適用する際に生じる問題を背景に作成されていることは理解できるが、連結財務諸表に持分法を適用する際に生じる問題の方がより重要であるため、後者の問題を優先して検討すべきではないかと。特に、持分法の会計処理において全体的な不整合が存在するため、連結財務諸表の観点からそのような問題の解決を図ることを期待する。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- ご指摘いただいた点を踏まえ、ASAF 会議において発言をしたい。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - 事務局からの回答は、持分法を測定基礎の一種と考えている趣旨か確認したい。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 事務局としては、持分法が一行連結と測定基礎のいずれかに該当するかという点は必ずしも重要性が高いとは考えておらず、投資会社に帰属する損益として何を取り込むかが重要な問題と考えている。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
 - 持分法は日本では多く使用されているが、日本以外で持分法の適用に特に問題意識が高い国はあるか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 2014 年 6 月の ASAF 会議等において、米国や欧州の関係者から持分法への関心が高い旨を窺わせる発言がされていたが、ASAF 会議の機会を利用して持分法についてどの国が高い問題意識を有しているかについて確認したい。

以 上